Se

● 自立支援教育訓練給付金 の手続きのながれる



事前相談(要予約) Tel:042-620-7362



自立支援プログラム策定

受講講座指定 申請手続き



1週間程度 かかります

審 査・決 定



講座指定通知書が届いたら

受講申込

・希望する資格など状況を伺い、

利用できる制度を案内します。

- ・現在とスキルアップ後の生活を視覚化してサポートしていく ための、計画(自立支援プログラム策定)を作成します。
- ・受講修了後まで

適宜連絡を取りながらサポートしていきます。



ハローワーク

① 雇用保険の受給資格を確認する

② 対象講座の「教育訓練給付金支給要件回答書」

電子申請が できます

ハローワーク八王子 雇用保険給付課

(1階12番窓口)

TEL: 042-648-8656 八王子市子安町1-13-1

<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練給付講座の資料
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワークから受けたもの)

をもらう。

受 講開始後

雇用保険の支給 要件がない方

受講中

了

後

30

B

以

内

L

て

か

ß

30

B

以

内

受講開始

受講修了



専門実践教育訓練講座で分割支給を希望した方は 半年ごとに分割支給の申請が必要です。

<提出書類等> (要予約)

- ①母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ②講座受講料の支払い領収書
- ③教育訓練給付受講証明書
- ④振込先口座の通帳またはカード
- ⑤印鑑

受 講 <u>---</u>

支給申請



審 査・支給決定



支 給

受講料の 60% <提出書類>(要予約) ※①④は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

専門実践教育訓練講座を 受講修了した方

受講修了後 1年以内に資格取得し、 就職等した場合

支給申請

審査・支給決定



追加支給

受講料の 25%

<提出書類> (要予約)

※①③④⑤は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ③ 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ④ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード
- 6 印鑑



雇用保険の支給 要件がある方





般

特定一般

専門実践

受 講 中 受 講 開 始

受 講 了 修

20%

受講内容や転居など講座指定通知書の 内容と変更があった場合、 手続きが必要になる場合があります。



中 修 了

ハロー ワーク ①「教育訓練修了証明書」のコピーを取っておく。

- ② ハローワークで教育訓練給付金の支給申請をする。
- ③ ハローワークから「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を受け取る。

特定一般

40%

専門実践

50%



電子申請が

受講 修 了 後

> 確 子 定 育 後 て 30 支 援 以 課 内

ハロー ワーク

受講した教育訓練が目標としている資格取得等し、 かつ修了した日の翌日から|年以内に被保険者として 雇用された場合に追加給付を受けることができます。

追加給付

特定一般 | 0%

トータル50%

専門実践 20%

トータル70%

電子申請が できます

<持ち物> (要予約)

- 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- 3 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- 4 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (5) 振込先口座の通帳またはカード
- 印鑑

ハロー

追加給付

2

ワーク

40%

トータル60%

特定一般 | 0%

トータル60%

※雇用保険制度の追加給付①の対象にならなかった 場合は、20%給付 (トータル60%)

専門実践 10%

トータル80%

該 当 ത 場 合

B

確 子 定 育 後 30 支 B

て

援

課

<持ち物> (要予約)

追加給付

受講修了後

|年以内に

資格取得し、

就職等した場合

母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり

受講修了後の賃金が受講前

と比較して5%以上上昇し

た場合、さらに追加給付を受けることができます。

- 2 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- (3) 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ⑥ 振込先口座の通帳またはカード

7 印鑑 専門実践 5% トータル85%

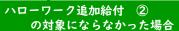
以

内

ハローワーク追加給付 ① の対象にならなかった場合

トータル60%から教育訓練給付 額(50%)を差し引いた額にな ります。





トータル85%から教育訓練給付 額(70%)を差し引いた額にな ります。



電子申請が

できます